

## **第 3 章**

# **計画の基本理念と施策の体系**



### 第3章 計画の基本理念と施策の体系

#### 1 基本理念

**安心、いきいき、  
健やかな子育て・子育て・親育ちが  
できるまち**

すべての子どもが健やかに成長していくためには、保護者が安心していきいきとした生活を送りながら、子育てできるようにすることが大切です。そのためにも、地域全体で保護者の**子育て**を支えていくことが必要です。

また、子どもは受け身で育てられるだけの存在ではなく、自らの中に成長していく力を持った存在です。子ども自身が持つ**子育て**の力を育てていくことも、大人が果たすべき大切な役割です。

さらに、親自身も単に子どもを育てるためだけの存在ではなく、子育てを通じて人間として成長していく存在でもあります。子どもと共に、日々成長していく保護者の**親育ち**を見守り、助けていくことも大切です。

この3つの観点から、本計画では、  
**「安心、いきいき、健やかな子育て・子育て・親育ちができるまち」**  
を、基本理念とします。

## 2 基本的な視点

### すべての子育て家庭を支援する視点

### 子どもが幸せに育つ視点

### 地域全体で子育てを支える視点

#### すべての子育て家庭を支援する視点

ひとくちに子育て家庭と言っても、両親が就労して保育サービスを利用している家庭、保護者が在宅で子育てをしている家庭、ひとり親家庭、障がい児のいる家庭、養育家庭など家族のかたちは多様であり、抱えている問題も様々です。このことを念頭に置きながら、「すべての子育て家庭を支援する視点」で、本計画を推進していきます。

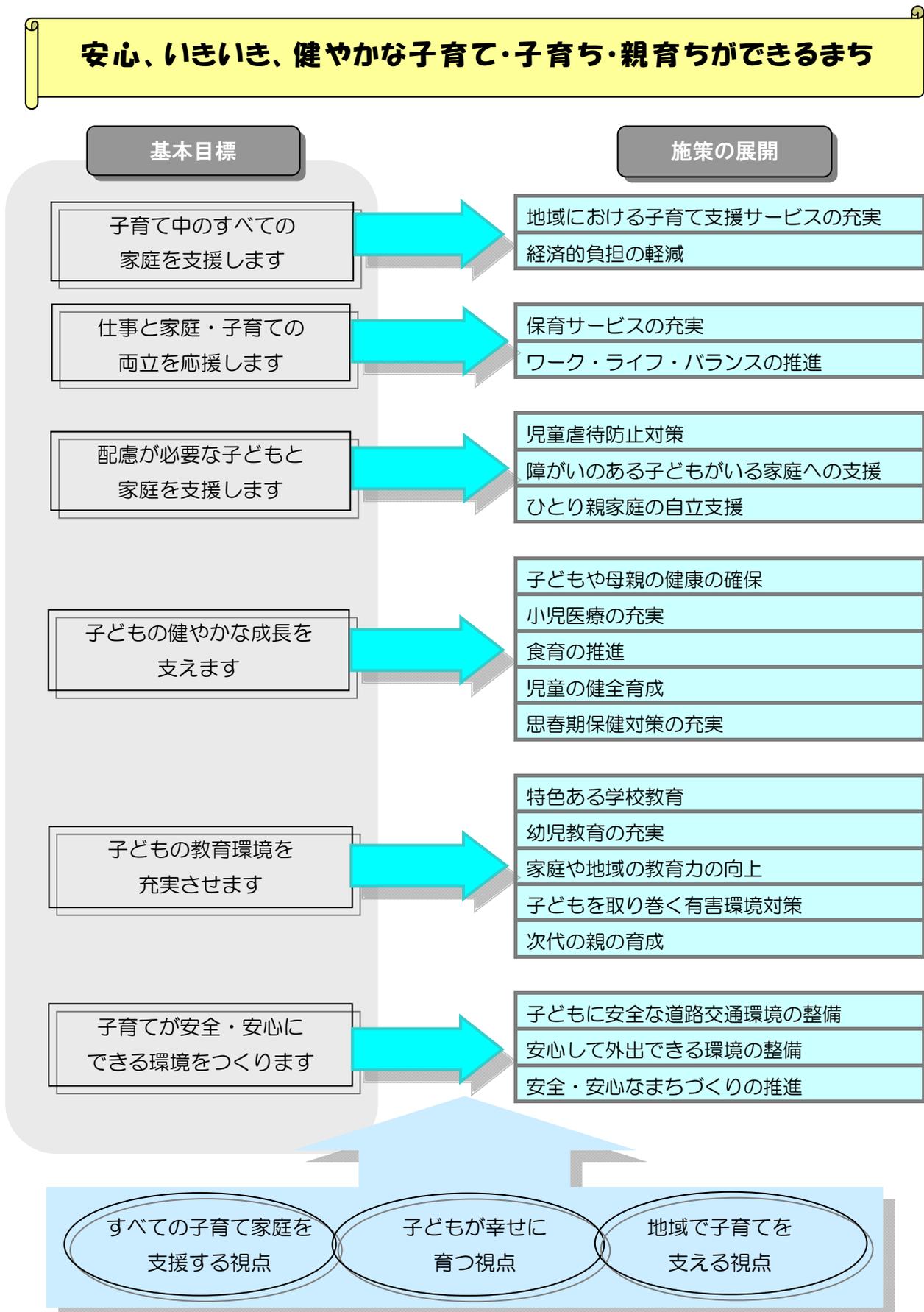
#### 子どもが幸せに育つ視点

子育て中の保護者をサポートしていくことはもちろん大切ですが、子育て支援で最も重要なのは、子ども自身が幸せに育つことです。子どもが安心して幸福な生活を送り、健やかに成長できるように、「子どもが幸せに育つ視点」で、本計画を推進していきます。

#### 地域全体で子育てを支える視点

子どもは次代の社会の担い手であり、養育のすべてを保護者だけに委ねるのではなく、地域全体で子どもの成長を支えていくことが大切です。地域全体で子育てを支えることで、保護者の負担を軽減するとともに、子どもが周囲の人とつながりながら成長できるように、「地域全体で子育てを支える視点」で、本計画を推進していきます。

### 3 施策の体系





## 第 4 章 施策の展開



## 第 4 章 施策の展開

### 1 子育て中のすべての家庭を支援します

#### (1) 地域における子育て支援サービスの充実

##### 現状と課題

- ▶ 少子高齢化、核家族化、近隣関係の希薄化、経済環境の悪化など、子どもと家庭を取り巻く環境は厳しいものとなっています。家庭における養育力の低下が指摘され、子どもを生き育てることに不安を抱える親が増加している現状があります。

##### 施策の方向性

- ▶ 子どもを養育する第一義的な責任は親にあることを基本認識として、家庭における養育力の向上を図るとともに、子どもを社会の宝として育てる風土の醸成、地域の養育力の向上を図ります。

#### 事業【新規・拡充等】

##### 事業名【担当課】

##### 事業内容

【平成 20 年度実績】

##### 今後の方向

##### 子ども広場【児童課】 ← 重点施策

乳幼児の親子と小・中学生を対象に、地域センター等に広場を開設する。乳幼児の親子に対しては、常駐のスタッフが交流の促進、子育て相談、情報の提供などを行い、小・中学生に対しては、遊びの指導などを行う。

小川東町地域センター、中島地域センター、さわやか館で実施。

利用者数 29,965 人

(乳幼児親子 13,126 人 小・中学生 16,839 人)

相談件数 209 件

名称を「子どもつどいの広場」から「子ども広場」に変更する。

平成 22 年度に 3 か所（大沼地域センター、天神地域センター、上水本町地域センターに）増設し、計 6 か所で実施する。また、実施回数の増について検討する。

##### 子育てふれあい広場【児童課】 ← 重点施策

乳幼児の親子を対象に、市立保育園、地域センター等に広場を開設する。子育て相談員が親子の交流の促進や、子育て相談を行い、子育て中の親の悩みや不安の解消を図る。

市立保育園 10 園、地域センター 8 か所、児童館 2 館、さわやか館で実施。

交流（延べ参加人数）7,877 人 相談件数 427 件

子ども広場等と重複する実施場所について調整を図ることで、実施回数を増やす。

<b>子育ての知恵袋【児童課】</b>	
子育ての知恵袋相談員が、子育て中の保護者の身近な相談相手や話し相手となることにより、保護者の子育てに対する不安と孤立感の解消を図る。	
自宅での電話や面談による相談に応じるほか、地域センター6 か所で月 1 回、市立保育園 10 園で月 2 回の地域活動を実施。 自宅を中心にした活動による相談件数 167 件 地域活動による相談件数 102 件	
子育てふれあい広場、子ども家庭支援センター内の子育て交流広場など相談事業の再編を検討する。	
<b>一時預かり【保育課】</b>	<b>重点施策</b> 
子育て中の保護者の育児疲れや急病、断続的や短時間等の勤務などに対応するため、保育施設等で一時的に保育を行う。	
私立認可保育所 2 施設及び認証保育所・認定保育室等の自主事業として実施。 私立認可保育所の延べ利用人数 1,736 件	
3 か所増設し、計 5 か所とする。	

## 事業【継続】

<b>事業名【担当課】</b>	
<b>事業内容</b>	
<b>【平成 20 年度実績】</b>	
<b>子ども家庭支援センター【児童課】</b>	
子どもと家庭に関するあらゆる相談への対応、子育て講座や情報の提供などを行う。また、福祉、保健・医療、教育分野の関係機関と連携し、地域において子育て支援の中心的な役割を果たす。	
子どもと家庭に関する相談への対応、子育て交流広場の運営や各種講座・講習会を実施。交流広場 10,010 人 相談件数 2,320 件	
<b>のびのび子育て応援【児童課】</b>	
市内在住の生後 6 か月（多胎児は 1 歳）までの乳児を養育し、同居人等から家事・育児の援助を受けられない家庭にヘルパーを派遣し、子育ての初期段階の身体的・精神的負担を軽減する。	
派遣世帯 18 世帯 派遣日数 158 日	
<b>ファミリー・サポート・センター【児童課】</b>	
育児の援助を受けたい市民（利用会員）と援助をしたい市民（提供会員）の相互援助活動に対する援助・調整を行い、地域における子育て支援を促進する。	
利用会員 981 人 提供会員 197 人 利用件数 2,358 件	
<b>子どもショートステイ【児童課】</b>	
保護者の疾病・出産等により家庭において児童の養育が困難な場合に、一時的に児童養護施設で養育する。	
延べ利用人数（宿泊及び日帰り）142 人	
<b>子育て・女性相談【児童課】【青少年男女平等課】</b>	
子育て・生き方・暮らし・家族・夫婦・離婚・配偶者等からの暴力について、専門の相談員が電話・面談で相談に応じる。	
子育て相談 338 件 女性相談 549 件	

### 保育園地域ふれあい【保育課】

保育園による地域支援活動として、行事や催し物に参加したり、園庭解放により、在園児以外の親子の交流を図ったり、保育士・栄養士が子育ての悩み相談などに応じる。

園での実施：私立保育園 8 園、市立保育園 10 園

公園で遊ぼう会：市立保育園 1 回実施

出張保育：市立保育園 2 園

保育園で遊ぼう会（休日開放）：市立保育園 2 園

### 乳児家庭全戸訪問(新生児・妊産婦訪問指導)【健康課】

妊産婦及び新生児の健康状態・生活環境・疾病予防等必要な事項について、家庭訪問のうえ適切な指導を実施するとともに、疾病や異常の早期発見・治療等について助言し、また保護者への育児支援を行う。

新生児訪問実施率 88.0%

訪問実人数 2,892 人（新生児・未熟児 1,412 人 妊産婦 1,480 人）

### 地域センターの幼児コーナー【地域文化課】

乳幼児の親子が地域センターを気軽に利用できるよう、遊戯室またはロビーに乳幼児コーナーを整備する。

中島・小川西町・学園東町・花小金井北・御幸・喜平・小川東第二・学園西町・小川西町中宿・美園の各地域センターに設置。

### 公民館における家庭教育講座【公民館】

家庭や子育て等について考え学んでいただくために企画した講座で、乳幼児を持つ市民を対象に講座に参加しやすいよう保育付き講座も行っている。

中央公民館：2 コース 21 回（1 コース 10 回、1 コース 11 回）

分館（10 館）：10 コース（1 コース×10 回）

受講 210 人、保育 104 人



子ども広場（さわやか館）

## (2) 経済的負担の軽減

### 現状と課題

- ▶ 昨今の世界的な経済環境の悪化は、家庭にも大きな影響を与えており、子育て家庭の負担感、将来への不安が増大している現状があります。

### 施策の方向性

- ▶ 国や東京都と連携しながら、引き続き子育て家庭の経済的負担の軽減に努めます。

### 事業【新規・拡充等】

#### 事業名【担当課】

##### 事業内容

【平成 20 年度実績】

##### 今後の方向

#### 子ども手当の支給【児童課】

15 歳到達後最初の 3 月 31 日までの間にある児童を養育している人に支給する（所得制限なし）。

<児童手当として支給>

12 歳到達後最初の 3 月 31 日までの間にある児童を養育している人に支給する（所得制限あり）。延べ 165,042 人 1,112,895,000 円

平成 22 年度は児童 1 人当たり月額 13,000 円を支給。23 年度以降は 26,000 円を支給する。

#### 認可外保育施設保育料補助【保育課】

認可外保育施設の在籍児童の保護者に対し、負担軽減のために補助を行う。

<新規>

補助対象範囲や金額等について検討する。

### 事業【継続】

#### 事業名【担当課】

##### 事業内容

【平成 20 年度実績】

#### 幼児養育費の支給【児童課】

4 歳、5 歳の幼稚園、保育園などに通園していない在宅児童、または運営などに公的負担や補助がない施設に通っている 3～5 歳の幼児を扶養している人に補助する。

延べ 659 人 2,174,700 円

#### 乳幼児の医療費の助成【児童課】

義務教育就学前の乳幼児を養育している人に、乳幼児の医療費の一部（自己負担分）を助成することにより、乳幼児の保健の向上と健全な育成を図る。

対象人数 10,599 人 349,965,126 円

<p><b>義務教育就学児の医療費の助成【児童課】</b></p> <p>義務教育就学期の児童を養育している人に、児童の医療費の一部（自己負担分からこの制度による一部負担金を控除した額）を助成することにより、児童の保健の向上と健全な育成を図る（所得制限あり）。  ※平成 21 年 10 月に助成範囲が上記内容に拡充。</p> <p>対象人数 8,105 人 46,874,798 円</p>
<p><b>私立幼稚園等園児保護者補助【保育課】</b></p> <p>私立幼稚園等の在園児童の保護者に対し、東京都の制度に、市の独自加算を加えて、その負担軽減のための補助を行う。</p> <p>対象者 38,780 人 228,617,400 円</p>
<p><b>就学援助費の支給【学務課】</b></p> <p>市内在住かつ公立小・中学校に在籍し、経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対して学用品費等の援助をすることにより、義務教育の円滑な遂行を図る。</p> <p>対象者 2,475 人 180,463,242 円</p>
<p><b>就学奨励費の支給【学務課】</b></p> <p>小平市立小・中学校の特別支援学級の児童・生徒の保護者に対して、経済的負担を軽減するため補助を行い、特別支援教育の普及奨励を図る。</p> <p>対象者 122 人 3,732,240 円</p>

## 2 仕事と家庭・子育ての両立を応援します

### (1) 保育サービスの充実

#### 現状と課題

- ▶ 共働き家庭の増加や雇用環境の変化、核家族化に伴う家庭の養育力の低下などから、保育ニーズが増大しています。
- ▶ 保育園の役割が従来の「保育に欠ける児童の保育」から「すべての子育て家庭への支援」にシフトしており、幼稚園には幼児教育に加えて、保育機能も求められています。

#### 施策の方向性

- ▶ 保育園、幼稚園運営の柔軟化を図るほか、運営形態そのものを転換することによって、既存の資源を有効に活用しながら、多様な保育ニーズに対応します。
- ▶ 保育施設等による地域の子育て支援への貢献を促進します。

#### 事業【新規・拡充等】

##### 事業名【担当課】

##### 事業内容

【平成 20 年度実績】

##### 今後の方向

##### 認可保育所【保育課】

##### 重点施策

児童福祉法等に基づき、保護者が就労や疾病・出産等の理由により、家庭で児童を日中養育できない（保育に欠ける）場合に、保護者に代わって児童の保育を行う。また、保護者の疾病・出産等により家庭において保育ができない児童を保育する緊急一時保育事業を行う。

18 施設（市立 10 施設・私立 8 施設） 定員 1,806 人

市立保育園の建て替えにあわせ、運営方法の見直し等により、定員の拡充とサービスの向上を図る。

私立保育園の施設整備に際しては、助言・支援を行い、あわせて定員の拡充とサービスの向上を要請する。

##### 認定こども園【保育課】

##### 重点施策

「就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に基づき、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供し、かつ地域における子育て支援機能を備える施設（認定こども園）の支援と補助事業を推進する。

2 施設（幼稚園型年齢区分型 1 園、幼稚園型単独型 1 園）

幼稚園アットホーム事業からの移行促進を図る。

<b>認定家庭福祉員(保育ママ)【保育課】</b>	
保育士などの資格を有する家庭福祉員が、自宅で保育に欠ける3歳未満児の保育を行う。家庭的な雰囲気の中で、子どもの発達や家庭状況に合わせた、一人ひとりを大切にしながら柔軟かつきめ細やかな保育を特徴とする。	
23施設 定員 91人	
認定家庭福祉員の急病時等における預かりなど、認可保育所による支援・連携体制を整備する。	
<b>延長保育【保育課】</b>	
保護者の就労等の必要によって、認可保育所の開所時間の前後に、おおむね30分以上の時間延長保育を入所児童に対して行う。	
18施設（市立10施設・私立8施設）で実施。	
利用方法等を検討し、拡充を図る。	
<b>休日保育【保育課】</b>	
日曜日や年末年始を含め、休日等の保護者の勤務等のため、児童が保育に欠ける場合に保育を行う。	
未実施。	
実施について検討する。	
<b>病後児保育【保育課】</b>	
保育施設等に通所中の児童が、病気回復期で集団での保育が困難な期間に、保育所や病院等に付設された専用スペースで、一時的に児童の保育を行う。	
1施設 延べ利用人数 66人	
1か所増設し、2か所とする。	
<b>病児保育【保育課】</b>	
保育施設等に通所中の児童が、病気にかかり、集団での保育が困難な期間に、保育所や病院等に付設された専用スペースで、一時的に児童の保育を行う。	
<新規>	
実施について検討する。	
<b>巡回発達相談【保育課】</b>	
言語聴覚士、臨床発達心理士などの相談員が認可保育所を巡回し、保育士に対して、園児の発達等に関する指導・助言を行う。	
<新規>	
市立保育園、私立保育園全園を対象に、各園年6回実施する。	
<b>学童クラブ【児童課】</b>	<b>重点施策</b>    
小学校低学年児童（1～3年生、心身に障がいのある児童は6年生まで）で、放課後帰宅しても保護者の就労等により適切な監護を受けられない児童のために、学童クラブ指導員が保護者に代わって余暇活動や生活指導を行い、児童の事故防止と心身の健全育成を図る。	
26か所 定員 1,120人	
指定管理者制度の試行実施を行い、開設時間の延長など、サービスの向上を図る。	

## 事業【継続】

<b>事業名【担当課】</b>
<b>事業内容</b>
【平成 20 年度実績】
<b>認証保育所【保育課】</b>
大都市に特有の多様な保育ニーズに応えるため、東京都が独自の基準を設定して認証した保育施設で、通常保育や延長保育等が必要な児童の保育を行う。 認証保育所 8 施設 定員 195 人
<b>幼稚園アットホーム事業【保育課】</b>
市内の私立幼稚園で保育所と同等時間の預かり保育を行うことによって、保育所待機児童解消や園児の保護者の子育て負担軽減等の支援を図り、幼児教育を中心とした保育サービスを充実する。 8 施設（私立）利用延べ人数 2,839 人
<b>第三者委員【児童課】【保育課】</b>
市が運営する児童福祉施設の利用者からの苦情を解決するための体制を整備し、苦情に対して適切な対応を行うことにより、サービスの質の向上を図る。 小平市児童福祉施設における福祉サービスに対する苦情の解決に関する要綱の運用
<b>人材育成(研修)【児童課】【保育課】</b>
保育園や学童クラブなど、保育に携わる者を対象とした研修の充実を図ることにより、保育の質の向上をめざす。 保育園：保育士合同研修年 4 回実施（認可保育所、認証保育所、認定保育室、認定家庭福祉員の保育士を対象） 学童クラブ：指導員合同研修年 2 回実施（障がい児の保育について）
<b>保育園地域ふれあい【保育課】&lt;再掲 P.51&gt;</b>



学童クラブ

## (2) ワーク・ライフ・バランスの推進

### 現状と課題

- ▶ 共働き家庭の増加、少子高齢化・核家族化の進行などにより、育児・介護に対する企業等の理解や、家庭における男性の役割への期待が大きくなっています。しかし、社会・職場環境、個人レベルにおいても、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスに対する意識が浸透しているとは言えないのが現状です。

### 施策の方向性

- ▶ 子育てに対する企業等の理解を促進するとともに、小平市男女共同参画推進条例の周知を始め、男女共同参画社会を実現するための情報提供や啓発活動を積極的に行います。
- ▶ 男性の育児参加を促進する取組を進めます。

### 事業【新規・拡充等】

#### 事業名【担当課】

##### 事業内容

【平成 20 年度実績】

##### 今後の方向

#### 市民懇談会の開催【青少年男女平等課】 ← 重点施策

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、市民懇談会を開催する。

<新規>

公募市民と事業者などで構成する市民懇談会を開催し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組などについて意見をいただき、ワーク・ライフ・バランスの推進を図る。

#### 男性の育児参加の促進【児童課】【青少年男女平等課】

男性の育児参加の重要性について周知する。

<新規>

子ども家庭支援センターが実施する講座や、市が主催する講演会、発行する刊行物などで、男性の育児参加を促進するテーマを積極的に取り上げる。  
子育て支援やワーク・ライフ・バランスをめぐる法改正、企業の先進的な取組などについて、市民及び市内事業者に周知する。

## 事業【継続】

事業名【担当課】

事業内容

【平成 20 年度実績】

男女共同参画推進【青少年男女平等課】

小平市男女共同参画推進条例に掲げる理念の浸透を図り、男女共同参画を推進するため、啓発広報誌「ひらく」の発行や「女（ひと）と男（ひと）のフォーラム」、啓発講座等を開催する。

広報誌「ひらく」23・24号各 8,000部作成

「女（ひと）と男（ひと）のフォーラム」開催、講座 4 回実施 参加者延べ人数 190 人



広報誌「ひらく」  
(企画・編集：男女共同参画推進実行委員会)

### 3 配慮が必要な子どもと家庭を支援します

#### (1) 児童虐待防止対策

##### 現状と課題

- ▶ 近年、児童虐待をめぐる法改正が行われ、児童相談所の権限が強化されるとともに、市町村レベルでの取組が推進されています。一方で、全国的にも小平市においても、児童虐待に関する相談件数は増加しており、複雑で高度な事例への対応が求められています。

##### 施策の方向性

- ▶ 児童虐待への対応力の向上を図るとともに、児童虐待を予防するための取組を積極的に進めます。
- ▶ 地域住民に対する児童虐待防止の意識高揚を図ります。

##### 事業【新規・拡充等】

<b>事業名【担当課】</b>
事業内容
【平成 20 年度実績】
今後の方向
<b>要保護児童対策地域協議会【児童課】</b>
虐待を受けている児童など要保護児童の適切な保護を目的として、児童福祉法に基づき設置しており、関係機関の連携を図る。
代表者会議 1 回、実務者部会 3 回開催
研修の充実により、各機関の対応力の向上を図る。 より効果的な運営方法を検討する。
<b>子ども家庭支援センター【児童課】&lt;再掲 P.50&gt;</b>
要保護児童対策地域協議会の中核機関として、児童相談所を始め、福祉、保健・医療、教育分野の関係機関と連携し、児童虐待への適切な対応を図る。
虐待対策ワーカー 1 人
虐待対策ワーカーを 1 人増員する。 予防効果のある子育て講座等を実施する。 関係機関との連携により、養育支援訪問事業を推進する。
<b>相談窓口の充実【児童課】</b>
複雑・多様化する相談に適切に対応するため、子育て支援事業関係者相互の連携と対応力の向上を図る。
<新規>
研修内容の充実を図る。 各相談窓口や相談員の特質等を生かした事業の再編を検討する。

## 事業【継続】

事業名【担当課】

事業内容

【平成 20 年度実績】

児童虐待防止推進月間の取組【児童課】

毎年 11 月に実施される児童虐待防止推進月間を中心に、市民の意識高揚を目的に児童虐待防止の啓発を行う。

「子育てガイド」の発行（オレンジリボンキャンペーンの啓発）10,000 部  
市報・ホームページへの掲載



って？

2004 年 9 月栃木県小山市で二人の幼い兄弟が虐待の末、橋の上から投げ入れられて亡くなる事件がおきました。その事故をきっかけに二度とこのような悲劇がおこらないよう子供たちの虐待防止を目指して 2005 年にオレンジリボンキャンペーンが始まりました。

### オレンジリボン憲章

- 1 私たちは、子どものいのちと心を守ります。
- 2 私たちは、家族の子育てを支援します。
- 3 私たちは、里親と施設の子育てを支援します。
- 4 私たちは、地域の連帯を拡げます。

私たちは、子ども虐待のない社会を目指します。



## (2) 障がいのある子どもがいる家庭への支援

### 現状と課題

- ▶ 障がいのある子どもとその家族だけでなく、すべての人が障がいについて正しい理解を持つことが必要です。
- ▶ 障がいの状態に応じて、子どもが持つ可能性を最大限に伸ばすとともに、保健・医療、教育・療育などの各種支援を提供する必要があります。

### 施策の方向性

- ▶ 障がいの有無にかかわらず、共に生活し支え合うことのできる地域社会を形成するために、積極的な啓発を行います。
- ▶ 乳幼児健康診査、保育園、幼稚園、学校の連携を強化し、乳幼児期から就学、卒業後まで一貫した支援を提供します。

### 事業【新規・拡充等】

<b>事業名【担当課】</b>
事業内容
【平成 20 年度実績】
今後の方向
<b>特別支援教育総合推進計画の策定【指導課】【障害者福祉課】</b>
障がいのある子どもが地域で共に育ち合えるよう、就学前から学校卒業後までの総合的な支援を目的とした計画を策定する。
<新規>
特別支援教育総合推進計画を策定する。
<b>障がい児療育の推進【障害者福祉課】</b>
白梅学園大学と連携して、療育の必要な子どもの発達を促すとともに、障がいに対する小学生の理解を促進する。
<新規>
発達を促すワークショップの開催など理解啓発活動を実施する。
<b>学童クラブの障がい児受入【児童課】</b>
小学 6 年生までの心身に障がいのある児童で、放課後帰宅しても保護者の就労等により適切な監護を受けられない児童のために、学童クラブ指導員が保護者に代わって余暇活動や生活指導を行い、児童の事故防止と心身の健全育成を図る。
各クラブの収容能力等に応じて受け入れた。
学童クラブ室の収容能力や介助員の配置方法等について検討する。

## 事業【継続】

<b>事業名【担当課】</b>
事業内容
【平成 20 年度実績】
<b>小・中学校のバリアフリー化【教育庶務課】</b>
障がいのある児童・生徒の良好な教育環境を確保するため、校舎をバリアフリー化する。 十四小・学園東小にエレベーターとだれでもトイレを、四中にエレベーターを設置した。
<b>特別児童扶養手当の支給【児童課】</b>
次のいずれかに該当する 20 歳未満の児童を養育している人に支給する（所得制限あり）。 ・「身体障害者手帳」おおむね 1～3 級 ・「愛の手帳」おおむね 1～3 度 ・上記と同程度の疾病もしくは身体または精神の障がいがある ※児童福祉施設等に入所している場合は対象とならない 対象人数 175 人
<b>児童育成手当(障害手当)の支給【児童課】</b>
次のいずれかに該当する 20 歳未満の児童を養育している人に支給する（所得制限あり）。 ・「身体障害者手帳」1～2 級 ・「愛の手帳」1～3 度 ・脳性まひ ・進行性筋いしゆく症 ※児童福祉施設等に入所している場合は対象とならない 延べ 1,789 人 27,729,500 円
<b>小平市心身障害児福祉手当の支給【児童課】</b>
次のいずれかに該当する 20 歳未満の児童を養育している人に支給する（所得制限あり）。 ・「身体障害者手帳」1～4 級 ・「愛の手帳」1～4 度 ・脳性まひ ・進行性筋いしゆく症 ・特殊疾病 ※児童福祉施設等に入所している場合は対象とならない ※児童育成手当（障害手当）を受給している場合は対象とならない 延べ 1,345 人 9,471,800 円
<b>障害児福祉手当の支給【障害者福祉課】</b>
20 歳未満で重度の障がいをもつ在宅心身障がい児の福祉の向上を図ることを目的として、おおむね 1 級程度または 1 度程度の障がいをもつ人に対して支給する。 延べ 782 人
<b>心身障害者(児)福祉訪問員派遣【障害者福祉課】</b>
介護を要する心身障がい児・者のいる世帯の支援を目的とし、介護、遊び相手をする福祉訪問員を派遣する。 対象人数 68 人
<b>移動支援【障害者福祉課】</b>
小学 1 年生以上の知的障がい児が積極的に余暇活動及び社会参加等ができるように外出を支援する。 実利用者数 34 人

<p><b>日中一時支援【障害者福祉課】</b></p> <p>日中、施設において障がい者（児）に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行うため、また障がい者（児）を介護している家族の一時的な休息を図るため障がい者（児）の預かりを行う。</p> <p>延べ利用回数 1,362 回</p>
<p><b>短期入所【障害者福祉課】</b></p> <p>障がい者（児）を自宅で介護する家族等の病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行う。</p> <p>実利用者数 36 人（18 歳未満）</p>
<p><b>児童デイサービス(障害者福祉センター:あすの子園)【障害者福祉課】</b></p> <p>2 歳から就学前までの心身障がい児の発達を促すことを目的とし、集団や個別での訓練や遊び、保護者への指導、助言を行う。</p> <p>延べ利用者数 4,155 人</p>
<p><b>心身障害児通所訓練委託(緑成会整育園:トマト)【障害者福祉課】</b></p> <p>在宅の重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している就学前の障がい児の発達を促すことを目的とし、緑成会整育園に委託して、療育訓練等を行う。</p> <p>実利用者数 7 人</p>
<p><b>心身障害児通所訓練等事業運営費補助(ゆうやけ子どもクラブ、ゆうやけ第 2 子どもクラブ、あすなろの家)【障害者福祉課】</b></p> <p>障がい児の放課後や夏休み等の長期休業中の生活を豊かなものとするを目的とし、学童保育、スポーツ等を行っている、ゆうやけ子どもクラブ、ゆうやけ第 2 子どもクラブの事業に対して運営費補助を行う。</p> <p>実績 62,520,664 円</p>
<p><b>言語相談及び訓練(障害者福祉センター、あおぞら福祉センター)【障害者福祉課】</b></p> <p>1 歳半から 15 歳までの子どもを対象に、言語聴覚士等がことばに関する相談・訓練を行う。</p> <p>障害者福祉センター 延べ 999 人 あおぞら福祉センター 延べ 1,366 人</p>

### (3) ひとり親家庭の自立支援

#### 現状と課題

- ▶ 近年、ひとり親家庭が増加しており、就労・自立のための支援を行っていますが、その生活は厳しい状況となっています。また、市に寄せられる相談の内容は、複雑・多様化しています。
- ▶ 母子家庭と比較して、父子家庭への支援が十分とは言えないのが現状です。

#### 施策の方向性

- ▶ 就労支援を軸としながら、住居、子どもの養育、DV や離婚手続きの相談対応など、無理のない自立に向けた総合的な支援を提供するとともに、複雑・多様化する相談への対応力を向上させます。
- ▶ 父子家庭への支援策を検討します。

#### 事業【新規・拡充等】

##### 事業名【担当課】

##### 事業内容

【平成 20 年度実績】

##### 今後の方向

##### 母子家庭自立支援給付金<高等技能訓練促進等>【青少年男女平等課】

<高等技能訓練促進費>児童扶養手当受給者等が、国家資格の取得を目指し2年以上養成機関で修業する場合、自立のための資格取得を促進する目的で、修業期間のうち一定期間について訓練促進費を支給し、経済的負担の軽減を図る。修了後には、一時金を支給する。

<新規>

母子家庭に対し、経済的・精神的支援を行うことにより、自立の促進を図る。

##### 父子家庭への支援【児童課】【青少年男女平等課】

父子家庭の生活の安定と自立の促進を通して、児童の福祉の向上を図る。

<新規>

児童扶養手当の対象に父子家庭を加える。

子育て支援に関する情報提供や相談への対応の充実を図る。

## 事業【継続】

<b>事業名【担当課】</b>	
事業内容	
	【平成 20 年度実績】
<b>母子相談【青少年男女平等課】</b>	
母子自立支援員が、ひとり親家庭等を対象に、生活一般（住宅・養育・経済・就労等）・離婚問題について、自立に必要な情報提供、相談指導等の支援を行い、自立支援の推進を図る。	
	相談件数 2,284 件
<b>母子家庭自立支援給付金【青少年男女平等課】</b>	
<教育訓練給付金>児童扶養手当受給者等が、教育訓練講座を受講する場合、受講後に給付金を支給し、自立促進を図る。	
	申請件数 3 件（年度内実支払件数 2 件）
<b>母子自立支援プログラム策定【青少年男女平等課】</b>	
児童扶養手当受給者等に対し、自立目標や支援内容等を設定したプログラムを策定し、自立・就業に向けた支援を行う。	
	プログラム策定件数（21 年 1 月～3 月の 3 か月間） 9 件
<b>母子福祉資金貸付【青少年男女平等課】</b>	
母子家庭の総合的自立支援策の一つとして、修学資金等の貸付相談に応じ、母子家庭の自立支援推進を図る。	
	貸付件数 109 件
<b>ひとり親家庭ホームヘルプサービス【青少年男女平等課】</b>	
ひとり親家庭に対してホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等の必要な援助を行い、ひとり親家庭の福祉の向上を図る。	
	利用時間数 3,975 時間
<b>子育て・女性相談【児童課】【青少年男女平等課】&lt;再掲 P.50&gt;</b>	
<b>ひとり親家庭医療費助成【児童課】</b>	
離婚・死亡などによるひとり親家庭の親と子（18 歳になった年度の末日まで、または一定以上の障がいがある 20 歳未満）に対して、医療費の一部を助成する（所得制限あり）。	
	対象世帯数 1,097 世帯 対象人数 2,706 人 70,220,698 円
<b>児童育成手当（育成手当）の支給【児童課】</b>	
離婚・死亡などによるひとり親家庭で、児童（18 歳になった年度の末日まで）を養育している人に支給する（所得制限あり）。	
	延べ 27,195 人 366,924,000 円
<b>児童扶養手当の支給【児童課】</b>	
離婚などによるひとり親家庭で、児童（18 歳になった年度の末日まで、または一定以上の障がいがある 20 歳未満）を監護している母または両親がいない場合の養育者に支給する（所得制限あり）。	
※児童福祉施設等に入所している場合は対象とならない	
	延べ 20,402 人 499,666,560 円

## 4 子どもの健やかな成長を支えます

### (1) 子どもや母親の健康の確保

#### 現状と課題

- ▶ 良好な母子関係の構築と子どもの健全な成長・発達を促す意味においても、心身両面から母親を支援する必要性が増しています。しかし、核家族化、近隣関係の希薄化などにより、母親を支える機能が低下しており、育児困難や育児不安に対する支援が課題となっています。
- ▶ 健やかに子どもを生み育て、健全な生活習慣を確立するためには、育児に関する適切な情報の提供や、育児方法に関する具体的な助言などのきめ細やかな母子保健サービスの提供が必要です。
- ▶ 病気や障がいの早期発見・早期治療（早期療育）を進めるためには、関係機関との連携が課題です。

#### 施策の方向性

- ▶ 妊娠期から産じょく期、乳幼児期を通じて、子どもと母親の健康の保持・増進を図るため、乳幼児健康診査、訪問指導、健康教育・相談などの体制を整備します。
- ▶ 病気や障がいの早期発見・早期治療（早期療育）を進めるため、関係機関とのネットワーク構築に取り組みます。

#### 事業【新規・拡充等】

##### 事業名【担当課】

##### 事業内容

【平成 20 年度実績】

##### 今後の方向

##### 乳児家庭全戸訪問(新生児・妊産婦訪問指導)【健康課】<再掲 P.51>

妊産婦及び新生児の健康状態・生活環境・疾病予防等必要な事項について、家庭訪問のうえ適切な指導を実施するとともに、疾病や異常の早期発見・治療等について助言し、また保護者への育児支援を行う。

新生児訪問実施率 88.0%

訪問実人数 2,892 人（新生児・未熟児 1,412 人 妊産婦 1,480 人）

エジンバラ産後うつ病質問票の導入による相談内容の充実と新生児訪問実施率目標 100%を目指す。

## 事業【継続】

<b>事業名【担当課】</b>	
事業内容	
	【平成 20 年度実績】
<b>妊産婦健康診査等【健康課】</b>	
妊産婦健康診査受診票を交付し、医療機関に委託して診察と指定の検査を行う妊婦健康診査、保健指導票を発行し都内医療機関に委託して保健指導を受けさせる保健指導票交付を行う。	
妊産婦健康診査受診延べ人数 7,581 人 保健指導票利用延べ人数 98 人	
<b>マタニティクラス【健康課】</b>	
母子保健法に基づき、妊娠 5～7 か月の妊婦及び配偶者等を対象に、地域での交流や妊娠・出産・育児等の知識の習得を図る。	
開催回数 14 学級(延べ 30 日間) 参加延べ人数 1,227 人 (父親の参加延べ人数 295 人)	
<b>親と子のメンタル相談【健康課】</b>	
育児不安のある母親等を対象に、個別相談やグループワーク等を行い、乳幼児期の早期から親子のふれあいや心身の健康づくりを進めることにより、育児不安の解消、虐待予防、心身の健康の保持増進、健全な親子関係の育成を図る。	
個別相談 24 回 グループワーク 12 回 健康教室 20 回 (うち出張教室 8 回)	
<b>食を通した健康づくり推進【健康課】</b>	
乳幼児期の健康、栄養、発育、発達などについての基本知識の習得を目的とし、離乳食の講義、調理実習等を行う。	
はじめての離乳食 (初期対象) : 開催回数 24 回 参加者数 (実数) 616 人 もぐもぐ教室 (中期～後期対象) : 開催回数 11 回 参加者数 (実数) 591 人	
<b>親子教室(たんぼぼ広場)【健康課】</b>	
育児不安の解消や乳幼児の健全な発育・発達を支援することを目的とし、生後 4 か月から 4 歳未満の乳幼児と保護者を対象として、保健師・栄養士・歯科衛生士が個別に助言・指導を行う。	
参加者延べ人数 1,349 人 開催回数 12 回 相談延べ件数 910 件	
<b>3～4 か月児健康診査・産婦健康相談【健康課】</b>	
<3～4 か月児健康診査>母子保健法に基づき、3～4 か月児を対象として発育・発達の確認と疾病・異常の早期発見を図り、乳児の健全な育成や保護者への育児支援を図る。	
<産婦健康相談>産後の健康に対する不安軽減を目的とし、妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)や妊娠中の貧血の後遺症等を早期に発見し、適切な治療につなげる。	
<3～4 か月児健診>受診者 1,538 人 実施回数 24 回 受診率 95.9% 健康把握率 100% <産婦健康相談>個別相談 396 人	
<b>6～7 か月児・9～10 か月児健康診査【健康課】</b>	
母子保健法に基づき、乳児健診の一層の徹底と乳児の保健管理の向上を図ることを目的に、6～7 か月児・9～10 か月児を対象に、医療機関に委託して健康診査を行う。	
<6～7 か月児健診>受診者 1,481 人 <9～10 か月児健診>受診者 1,485 人	

<p><b>1歳6か月児健康診査(一般・精密)【健康課】</b></p> <p>母子保健法に基づき、1歳6か月児を対象として発育・発達の確認と疾病・異常の早期発見を図り、幼児の健全な育成や保護者への育児支援を図る。</p> <p>実施回数 24回 受診者数 1,537人 受診率 96.0% 健康把握率 100%</p>
<p><b>1歳6か月児歯科健康診査【健康課】</b></p> <p>母子保健法に基づき、1歳6か月児を対象としてう蝕予防及び口腔の健康を保持増進することを目的に歯科健康診査・保健指導を行う。</p> <p>実施回数 24回 受診者 1,537人 受診率 96.0% う蝕罹患率 1.7%</p>
<p><b>3歳児健康診査(一般・精密)【健康課】</b></p> <p>母子保健法に基づき、3歳児を対象として発育・発達の確認と疾病・異常の早期発見を図り、幼児の健全な育成や保護者への育児支援を図る。</p> <p>実施回数 24回 受診者 1,381人 受診率 91.6% 健康把握率 99.4%</p>
<p><b>3歳児歯科健康診査【健康課】</b></p> <p>母子保健法に基づき、3歳児を対象としてう蝕予防及び口腔の健康を保持増進することを目的に歯科健康診査・保健指導を行う。</p> <p>実施回数 24回 受診者 1,380人 受診率 91.6% う蝕罹患率 14.4%</p>
<p><b>乳幼児発達健康診査【健康課】</b></p> <p>発達面(運動・精神)の心配がある乳幼児に対し、発達健康診査・リハビリ指導・個別相談を行い、必要時専門機関を紹介する。</p> <p>実施回数 11回 有所見率 100%</p>
<p><b>乳幼児歯科相談【健康課】</b></p> <p>乳幼児の口腔の健全な発育・発達を促し、心身の健康増進に寄与することを目的に、1歳から4歳1か月未満、5歳から5歳2か月未満の幼児を対象として継続的な歯科健康診査・保健指導・予防処置等を行う。</p> <p>歯科健診 88回 予防処置 76回 2歳児歯科健診 11回 5歳児歯科健診 11回</p>
<p><b>乳幼児の心理発達相談【健康課】</b></p> <p>発達の遅れなどで経過観察が必要な乳幼児とその保護者を対象に、乳幼児の成長発達を支援し保護者の育児不安の軽減を目的として、個別相談並びに集団指導を行う。また、1歳6か月児健康診査に来所した親子を対象に集団指導(グループワーク)を、3歳児健康診査に来所した保護者への個別相談を充実・強化し、保護者の育児不安の軽減及び健全な親子関係の構築を図る。</p> <p>個別相談：実施回数 49回 相談延べ人数 373人          集団指導(経過観察)：実施回数 39回 参加延べ人数 923人          1歳6か月健診時集団指導：実施回数 24回 参加人員 1,537組          3歳児健診時個別相談：実施回数 24回 相談延べ人数 64人          3歳児健診時言語聴覚士による相談など：実施回数 24回 相談者延べ人数 188人</p>